

【後期高齢者医療】 被保険者証の更新について

後期高齢者医療被保険者証

有効期限

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

発給年月日

発給期日

交付年月日

一部負担金の割合

保険者番号並びに保険者の名称及び印

岡山県後期高齢者医療広域連合

見本

現在お持ちの被保険者証の有効期限は

平成24年7月31日です。

○保険証の更新

後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）は毎年8月で更新されますので、**7月下旬に新しい被保険者証を送付いたします**。8月以降に医療機関などで受診される際には、必ず新しい被保険者証を窓口に提示してください。

○一部負担金の割合の見直し

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。所得区分は前年の所得により毎年判定し見直しをするため、新しい被保険者証では、割合が変更されている場合があります。

【一部負担金の割合】

現役並み所得者…3割
一般・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰ…1割

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

交付年月日

被保険者番号

住所

氏名

生年月日

発給期日

有効期限

適用区分

延期入院該当年月日

保険者印

保険者番号並びに保険者の名称及び印

岡山県後期高齢者医療広域連合

見本

現在お持ちの減額認定証の有効期限は

平成24年7月31日です。

○減額認定証の更新

所得区分が**低所得者ⅡまたはⅠ**の被保険者の人が入院される際に、申請により交付される**後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）**を、医療機関などに提示することで、**窓口で支払う入院代は自己負担限度額までとなり、1食あたりの食事代も減額されます**。現在、減額認定証をお持ちで、8月以降も所得区分が低所得者ⅡまたはⅠとなる場合には、**新しい減額認定証を保険証に同封し、7月下旬に送付いたしますので、申請の手続きは必要ありません**。

お問い合わせ先

鏡野町役場保健福祉課

電話 (0868) 54-2986

岡山県後期高齢者医療広域連合

電話 (086) 245-0090